

平成23年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成23年12月22日 午前10時00分 開会  
午後 3時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第122条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	松 浦 住 憲
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	吉 川 正 隆
保健福祉部長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上下水道部長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 3番 岡 本 吉 司 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 議第48号 葛城市暴力団排除条例を制定することについて

日程第2 議第49号 葛城市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を

制定することについて

- 日程第3 議第51号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第52号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第5 議第58号 平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第6 議第50号 葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについて
- 日程第7 議第55号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第56号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第9 議第57号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議第59号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第11 議第60号 平成23年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第12 議第53号 工事委託基本協定の締結について（和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託について）
- 日程第13 議第54号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第14 議第61号 新市建設計画の変更について
- 日程第15 発議第4号 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書
- 日程第16 発議第5号 年金支給年齢の引き上げを中止し、最低保障年金の実現を求める意見書
- 日程第17 発議第6号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 日程第18 発議第7号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書
- 日程第19 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第20 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。まず、新クリーンセンター建設事業特別委員会より報告を願います。

13番、川西君。

**川西新クリーンセンター建設事業特別委員長** それでは皆さん、おはようございます。議長の命によりご報告をいたします。

新クリーンセンター建設事業特別委員会所管の調査案件につきまして、14日の午後3時より委員会を開催し、審査をいたしました。その審査の概要及び結果をご報告いたします。

委員会では、新クリーンセンター建設に係るシステムの検討として、剪定枝のリサイクルによる熱回収、エネルギー変換を行うシステムとして、11月15日に、高槻市にある、バイオマス促進事業として大阪府森林組合が取り組んでおられますバイオコークス加工場の視察と研修を受け、そのシステムの質疑を行いました。その上で、バイオコークスの製造プラントについて理事者側から説明を受け、その費用対効果についても協議がなされました。

委員からは、引き続き、循環型社会形成に向け、行政内部で堆肥化も含めた方策を検討され、判断のもととなる資料を提出していただきたい、今年度末までに結論づけをしていきたいという意見がありました。

以上であります。そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、ことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。以上です。

**西川議長** 次に、行財政改革特別委員会よりご報告をお願いします。

9番、阿古君。

**阿古行財政改革特別委員長** 行財政改革特別委員会所管の調査案件につきまして、16日午後2時より委員会を開催し、審査いたしました。

その審査の概要及び結果をご報告いたします。

委員会では、学校給食センターの建設と新庄小学校附属幼稚園の改築に伴い、新市建設計画変更案と財政計画の提示があり、資料に基づき変更の説明を受けました。

委員からは、来年度予算総額は約180億円ほどの規模となると思われるが、合併特例債の期限、平成26年度末までに各事業が完成できるのかという問いに対し、給食センターなど、補助金がほとんど出ない事業でもあり、合併特例債を有効に使い、期限内に建設できるよう進めていきたいという答弁がありました。

また、変更後の新市建設計画の事業費が177億4,000万円であるが、特例債の上限額は幾らかという問いに対し、葛城市における上限額は99億9,400万円、変更後は98億3,860万円であるという答弁がありました。

各委員からは、本年3月に提示があった財政計画より財政指標は厳しいものとなるが、基金残高も増加する方向からおおむね理解でき、計画変更の問題ないと意見が出されました。

委員会としては、2事業については財政計画の裏づけも得られ、合併特例債を利用して進めていただき、平成24年度当初予算への計上をする上でも、早急に県への申請も必要と思うので、議会に提案して手続を踏んでいただきたいという意見がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 特別委員会の審査状況の報告については以上であります。

ご報告申し上げます。

去る12月19日、市長から、お手元に配付の議第61号議案が追加議案として提出がありました。このことについて、20日、議会運営委員会を開催願ひ、審議日程、審議方法について協議いただいておりますので、その概要について、運営委員長よりご報告を願ひます。

5番、朝岡君。

**朝岡議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。去る12月19日、市長より議第61号議案が追加議案として提出されたことを受けまして、20日正午より議会運営委員会を開会し、その取り扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

議第61号の審議日程、審議方法につきましては、本日、各常任委員会へ付託をいたしましたすべての議案の採決終了後の日程第14で上程し、その提案説明を受けた後、質疑まで行い、行財政改革特別委員会へ付託し、審査を願ひすることといたします。そして、本会議を休憩中に行財政改革特別委員会を開催いただき、審査を願ひます。委員会終了後、本会議を再開し、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**西川議長** お諮りいたします。

議第61号議案についての審議日程及び審議方法はただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、審議日程、審議方法については運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより、議案審議に移ります。

日程第1、議第48号から日程第5、議第58号まで、以上5議案を一括議題といたします。本5議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、藤井本君。

**藤井本総務文教常任委員長** 去る12月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました6議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、19日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程されております議第48号、議第49号、議第51号、議第52号及び議第58号の5議案について、また本委員会所管の調査案件につ

きまして、審査の概要及び結果を報告いたします。

はじめに、議第48号、葛城市暴力団排除条例を制定することについて及び議第49号、葛城市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。本2議案につきましては関連がございましたので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、葛城市や近隣に暴力団、また暴力団員による不当な行為の防止目的の関係団体はあるのかという問いに対し、現在葛城市内には暴力団はないが、大和高田市にあり、奈良県下では、約300名の暴力団員が存在すると警察から情報を得ている。また、関係団体については、奈良県暴力追放運動推進センターとして奈良市の農協会館内にあるという答弁がありました。

また、暴力団や暴力団員を確認するためのデータはどこで管理されているのか、また、今後の運用に当たって、市としてそういったデータを持っておく必要があると思うがという問いに対し、暴力団に関するデータについては警察で掌握されているので、すべて警察に問い合わせ確認することになる。今後、葛城市にかかわる部分については警察と協議を重ね、情報を提供いただけるよう努めていきたいという答弁がありました。

議第48号、49号ともに討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号、葛城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第52号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の人事院勧告を受けて、葛城市の給与に関する条例改正における特徴はどういったものがあるかという問いに対し、人事院勧告の改正は、給料表の引き下げについて、現行から平均0.23%の引き下げが中高年齢層を対象に行われ、本市においてもこれに基づき、平均0.2%の引き下げを行うものである。

次に、現給保障額の引き下げについては、人事院勧告に基づき、給料表の引き下げ幅に応じた引き下げを行い、今回の給与改正については、人事院勧告において平成23年4月から遡及適用となっているが、本市ではラスパイレス指数が低いことや、職員の士気の高揚を勘案し、遡及適用は行わず、平成24年1月から適用するとしている。そして、現給保障制度については、人事院勧告では平成24年度で減額し平成25年4月に廃止となっているが、本市では、職員14名の対象者への減額、廃止は行わないこととしているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号、平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

以上が、本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査であります。

まず、葛城市学校給食センターについてであります。本件につきましては、新しい給食センターの建設に向けて審査を続けているところですが、本委員会としてもさまざまな面から検討を必要とすることから、12月27日に県内2市の給食センターを先進地視察することといたしました。

続きまして、新庄小学校附属幼稚園の建て替えについてであります。

本件につきましては、仮園舎を建てる予定の東側借用地の地権者より、長期的に借用できる旨の申し出があり、現在、交渉を重ねているとの報告を受けました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

以上です。

**西川議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。  
日程第3、議第51号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第51号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第51号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議第52号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第52号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第52号は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議第58号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第58号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第58号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議第50号から日程第11、議第60号までの、以上6議案を一括議題といた  
します。  
本6議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求  
めます。  
8番、吉村君。

**吉村民生水道常任委員長** 去る12月8日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

そのうち、ただいま上程されています議第50号、議第55号、議第56号、議第57号、議第59号及び議第60号の6議案について、また本委員会所管の調査案件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第50号、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、適用範囲が1,000平方メートル以上の事業となっているが、その理由はという問いに対し、500平方メートル以上を適用範囲とすると、農家住宅も規制の対象となる場合があるため、1,000平方メートル以上としているという答弁がありました。

また、土砂や産業廃棄物の仮置きについては今後どう対応するのかという問いに対し、建設業者の土砂仮置き場については、企業目的に埋め立てや切り土は入っていないが、期間や規模等について適用するか検討していきたい。また、産業廃棄物の仮置きについては、平成23年4月1日より県の条例で、300平方メートル以上は届出必要となっているので、その条例が適用されるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、保険給付費の補正の計算根拠はという問いに対し、退職被保険者等療養給付費については、当初月平均1,600万円で予算を計上していたが、本年度7カ月の実績で、月平均1,760万円かかっており、残り5カ月平均1,800万円見込むとともに、退職振替を加えると、3,000万円の増額補正が必要になった。

退職被保険者等高額療養費については、当初月平均200万円で予算を計上していたが、本年度7カ月の実績で、月平均250万円かかっており、残り5カ月平均350万円を見込むとともに、退職振替を加えると、1,600万円の増額補正が必要になった。それぞれ不足が生じないように計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号、平成23年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号、平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号、平成23年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が本委員会で付託されました議案についての報告といたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査であります。

當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてご報告いたします。

本件につきましては、理事者側より、當麻クリーンセンター解体に伴う仮事務所の設置については、平成23年9月30日付で、北海道にある関西電力株式会社の建物を借りる契約を交わした。改修工事については、10月2日に市内業者6社で入札の結果、株式会社西島組に決定し、12月22日竣工期日の工事に入っている。11月28日に、工事中ではあるが、事務所部分の工事が完了したため、事務所の拠点を移したとの報告を受けました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査をすることといたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第53号議案を議題といたします。

本案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、溝口君。

**溝口都市産業常任委員長** 議長の命によりまして、都市産業常任委員会の報告をいたします。去る12月8日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その内容、ただいま上程されております議第53号について、また本委員会所管の調査案件につきまして、審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第53号、工事委託基本協定の締結についてであります。これはJR和歌山線高田・大和新庄間の柿本架道橋改築工事の委託に関するものであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会へ付託されました議案についての報告といたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査であります。

地域活性化事業、新道の駅建設事業についてご報告いたします。

本件につきましては、理事者側から、地域活性化事業、新道の駅建設事業については、平成27年度春の施設オープンに向けて、運営組織や施設構想などについて、推進協議会で協議していただいていたが、今後は、11月28日に商工会や農政活性化推進協議会のメンバーで設立した委員会で運営方法や施設規模など全体にかかわる部分についての協議や、商工部会、農業部会に分かれて農産物直売所、加工センターなどの各施設の運営について協議していただくことになる。また、建設スケジュールについては、平成24年度から用地買収や測量、施設構成、施設設計を行う計画であるとの報告を受けました。

委員からは、地域活性化事業新道の駅については、今後においても、事業計画の具体化に伴い、できるだけ早い段階で事業内容を詳細に提示していただきたいという要望がありました。委員会といたしましては、本所管事項についても今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、白石君。

(削 除)

**西川議長** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午後 0時13分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

都市産業常任委員会の委員長報告に対する質疑ということでありましたが、先ほどの白石議員の発言につきましては質疑ではございませんので、その部分は削除をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

それでは、改めまして都市産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** それでは、委員長報告に対する質疑を改めて行いたいと思います。質疑であります。

12月16日だったと思いますが、都市産業常任委員会における審査の中で、岡本委員が、議員からの新道の駅事業の事業概要やあるいは経営分析等に関する資料の開示請求が出されているのではないかと、こういう質疑をされたと思うんですが、この質疑の顛末が、委員長報告の中ではありません。この顛末がどうであったのか、委員長にお伺いをしたいと、このように思います。

**西川議長** 10番、溝口君。

**溝口都市産業常任委員長** ただいま白石議員の方から、都市産業常任委員会の委員長報告に対する質疑ということで、委員会の中で、新道の駅に関するいろんな情報の開示請求に対する要求、そういう確認をしたいという委員からの発言はなかったのかということでしたので、お答え

したいと思います。

委員からそういう発言はありました。ただし、このときに理事者側におきまして、この開示請求についての要求の事務上の確認のため、暫時休憩をとりまして、理事者側の対応を待つという結果になりました。その後再開の後、慎重に理事者側は、事務上のことを確認しながら、後日整理をするということで委員会を閉じております。議員からの開示請求については、理事者においては慎重に今後対応をしていただきたいと、委員長の方からの意見として述べて質問に答えたいと思います。

以上です。

**西川議長** ほかに。

18番、白石君。

**白石議員** 溝口委員長の方からご説明をいただきました。

本委員会における開示請求の一件については、実は私が11月16日に開示請求を行いました。しかし、そのときの話し合いでは、所管の常任委員会にも資料が提出されていない、そういう資料を開示することはできないと、都市産業常任委員会まで待つていただきたいと、こういうことでありました。

私はそれはやむを得ないことだということで了解をし、12月16日の都市産業常任委員会を待つていましたけれども、都市産業常任委員会にそれらの開示請求をした資料は出ておりませんでしたし、また答弁では、まだ承知していないというふうなことがあったと私は認識しております。ぜひ、改善していただきたいというふうに思います。

以上で、私の質疑を終わっておきたいと思います。以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時19分

再 開 午後 2時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第13、議第54号議案を議題といたします。

本案は3つの常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

7番、藤井本君。

**藤井本総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第54号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、小学校費、中学校費では、漏水による光熱水費の補正をされているが具体的な内容について教えてほしいという問いに対し、6月から8月にかけての當麻小学校のプール用注水バルブの漏水と、白鳳中学校の南館西側の地中基礎部分からの水漏れが数箇所あったことによるものであるという答弁がありました。

また、小学校費、中学校費の扶助費で、要保護、準要保護児童援助費、生徒援助費のそれぞれの内容を教えてほしい、また援助費の増額は当初予想より何人増えたのかという問いに対し、援助費は、市民税非課税世帯、または児童扶養手当受給者を対象に支給され、その内容としては、学用品費、通学用品費、新入学生用品費、校外学習活動費、体育実技用具費、修学旅行費、学校給食費と一部医療費の8項目ある、受給者については、小学校では当初の見込み数217名に対し現在232名、中学校では当初見込み数106名に対し現在122名となっており、当初予算見込み数を、小学校では15名、中学校においては16名上回っていることから、今回補正をお願いすることになったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。以上です。

**西川議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

8番、吉村君。

**吉村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第54号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、児童福祉費で、子ども手当システム変更委託料が計上されているがその内容はこの問いに対し、平成23年10月1日に、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行されたため、子ども手当システム変更委託料を計上している。10月に個別通知し、現在75%の方は申請済みで、広報やホームページで啓発しているとの答弁がありました。

また、塵芥処理費で、嘱託員報酬等が減額補正されているがその内容はこの問いに対し、当初10月から新庄地区の資源ごみ等の収集を嘱託6名、アルバイト4名で計画していたが、シルバー人材センターへの委託に変更したため、補正計上している。業務にもなれ、大きな

事故なく収集しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

最後に、都市産業常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

10番、溝口君。

**溝口都市産業常任委員長** それでは、議長の命によりまして、都市産業常任委員会の報告を行います。

ただいま上程されております議第54号、平成23年度葛城市一般会計補正予算第4号の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、農林商工費の中の公園現地調査委託料の内容について教えてほしいという問いに対し、公園現地調査委託料については、市内80カ所の公園の台帳を整備するに当たって、まず、今年度、公園遊具の配置、公園面積等の調査を行うということで、緊急雇用創出事業として予算計上しているという答弁がありました。

また、土木費の国鉄・坊城線整備事業費の中の委託料、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金について、それぞれの内容を教えてほしいという問いに対し、委託料のうち、測量設計等委託料については当初の柿本地区の測量設計に加えて、笛堂地区の用地測量や補償鑑定等を行うに当たっての費用で、工事委託料についてはJRとの協定の結果、委託料を減額するものである。公有財産購入費については、柿本笛堂地区の10筆の土地購入費であり、補償補てん費及び賠償金については、それに掛かる笛堂地区の3件の移転補償の費用であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で当委員会の関係部分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第61号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第61号新市建設計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新市のまちづくり施策中、教育、文化の充実、創造についての事業の記載箇所に幼稚園の耐震補強改修事業及び学校給食センターの整備を追加し、記載するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第61号は行財政改革特別委員会に付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 3時10分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議第61号議案を議題といたします。

本案については、休憩中に行財政改革特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

9番、阿古君。

**阿古行財政改革特別委員長** 先ほどの本議会におきまして、行財政改革特別委員会に付託されました議第61号議案について、今議会休憩中に委員会を開催し、審査いたしました。その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑はなく、賛成討論があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会の報告といたします。

**西川議長** 以上で、行財政改革特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、溝口議員。

**溝口議員** 結論的に言いますと賛成の立場で討論させていただきますが、一部意見を述べさせていただきますと思います。

行財政改革特別委員会で、長年、新市建設計画の変更にあたっての審議を重ねてまいりました。その裏づけには、やはり財政の健全化を確認するための財政計画を審議し、それを了承するという過程で審議を重ねてきたわけですが、そもそも新市建設計画というのは、やはり2町の合併のときに行われた合併協定、協議書、その中身を尊重するという立場で私は今まで対応してきてまいりました。

そして、今回の新市建設計画の見直しに係る案件については、幾つかの判断材料をもとに、私としても判断をしてまいりました。

これらを述べさせていただきますと、まず、財政の計画の裏づけがあること、これは当然ながら財源をきっちり確保すること。それから、追加事業がやはり葛城市にとって必要な事業であること。もう一つは、学校の教育の充実を図る上での施設改善という点。これらある程度の条件として判断をしてきたわけですが、その中で、合併10年を迎える新市建設計画の完結というのが残りわずかな期間になっております。どうかこれらを、新市建設計画を見直してまでもやろうという事業を、理事者側は慎重に計画を進めていただき、完全なる事業の遂行を重ねてお願いして賛成をしたいと思っております。

**西川議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第14、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第4号、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程を賜りました発議第4号、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

超高齢化社会を迎え、介護職員の不足が深刻化する中、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に創設された介護職員処遇改善交付金事業は平成23年度末で終了するものとなっています。

そして、平成24年4月には、介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議されていますが、この介護職員処遇改善交付金事業を継続するか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点となっています。介護報酬の中に組み込んだ場合、介護報酬の約2%に相当すると言われており、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。また、介護報酬のアップ分を介護職員の処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

よって、国並びに関係機関におかれては、介護職員処遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求めます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

**西川議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第5号、年金支給年齢の引き上げを中止し、最低保障年金の実現を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程を賜りました発議第5号、年金支給年齢の引き上げを中止し、最低保障年金の実現を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

社会保障審議会年金部会は、去る9月29日に、現行の年金水準を本来水準にするため、過

去の物価値下がり分2.5%を向こう3年間で引き下げ、その後、社会保障・税一体改革成案に沿って年金額を決定していくという基本方針を打ち出しました。

さらに10月21日、厚生労働省は、年金支給年齢を現在の65歳から、68歳～70歳まで引き上げる案を示しました。しかしながら、現在8割以上の企業が定年を60歳とし、65歳までの継続雇用制度は希望者全員でなく、限定されていることから、さらに無収入の人が増え、老後の生活を破綻させると指摘されています。

我が国の国民年金は20歳から60歳まで40年間納めても、支給額は月額6万6,000円程度に過ぎず、厚生年金にしてもたびたび減額されている状態にあります。よって、国におかれては、当面、これ以上の年金支給額の引き下げや年金支給年齢の引き上げはせず、また最低保障年金を実現されるよう要望いたします。

以上、簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

**西川議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、会議規則第37条、第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第6号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

10番、溝口君。

**溝口議員** ただいま上程賜りました発議第6号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

近年、野生生物による農作物への被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著し

く減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないほど、大きな影響を及ぼしております。

また、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨のときの土砂流失被害にもつながっていると指摘もあります。このような状況を踏まえ、国においては鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、各種支援の充実が図られました。

しかしながら、野生生物による被害防止を確実なものにするためには、地域ぐるみの被害防止活動や、地域リーダー・狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠です。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとは言えず、早期の確立が望まれます。

よって、国においては次の項目について速やかに実施されるよう強く要望します。

- 1、地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2、現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の育成及び支援策を講じること。
- 3、有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4、効果的な野生鳥獣被害防止対策を講ずること。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。

議員皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

**西川議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第7号、災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、藤井本君。

**藤井本議員** ただいま上程を賜りました発議第7号、災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

東日本大震災発生以降、今もなお、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。本格的な復旧、復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められる一方で、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強い町づくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。

今後、被災地の本格的な復旧、復興とあわせて、地震や津波などの自然災害に対する防災、減災対策としての社会インフラの整備、学校施設耐震化の実施など、災害時を想定した国民の生命、財産の保護につながる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、次の項目について実施されるよう強く求めます。

1、東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消をはじめ、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。

2、学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。

3、公共施設や社会インフラの維持・管理など、計画的な老朽化対策を推進すること。

4、地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど、宅地被害対策の強化を図ること。

以上、提案理由の説明といたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**西川議長** 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論、採決に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、発議第7号議案を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第19、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙を行います。  
広域連合議会の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について1名の欠員が生じたため選出することになりますが、2名の候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各市議会において選挙が行われることになったものです。  
この選挙は広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。  
そこで、お諮りいたします。  
選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。  
よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。  
これより投票を行います。  
議場を閉鎖いたします。  
(議場閉鎖)

西川議長 ただいまの出席議員は18名であります。  
立会人は、会議規則第31条第2項の規定により4番、春木孝祐君及び14番、寺田惣一君兩名を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。  
(投票用紙配付)

西川議長 なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしく願いいたします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

西川議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

西川議長 異状なしと認めます。  
これより、投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

西川議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

西川議長 開票を行います。4番、春木孝祐君及び14番、寺田惣一君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

西川議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員に符合いたします。

そのうち、有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票中、山本直子君3票、上原雋君15票、以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

次に、日程第20、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

8日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段の協力をいただきまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成23年度葛城市政の執行並びに平成24年度の予算編成に当たられますよう要望いたします。

本年も残すところあとわずかとなりました。平成23年は、東日本大震災や台風12号災害など、悲しい出来事が多くあった年でありましたが、来る平成24年は、葛城市にとって、また皆様にとって幸多き年となりますよう祈念申し上げ、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月8日に開会されました、平成23年第4回葛城市議会定例会が本日全日程を終えさせていただきます、閉会の運びとなりました。

その間、追加議案も含め、提案をいたしました全議案慎重にご審議を賜り、いずれも同意、可決いただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に議員の皆様方から貴重なご意見、ご提言をいただき、それをしっかりと受けとめながら、職員一同団結をしてあすからの市政運営に当たってまいりたいと存じます。

本年は3月議会の会期中に未曾有の大災害に見舞われ、日本国中が悲しみに包まれました。また、9月、台風12号が我が奈良県を襲い、同胞がたくさんお亡くなりになった、本当に悲しい年でございますけれども、葛城市におきましても、災害の対応、対策、そういうことにつきまして、またこれから予算編成に当たっていく中でしっかりと盛り込める分につきましては盛り込んでいく、そのように心掛けてまいりたいというふうに思っております。

本年も残すところあとわずかとなっておりますけれども、どうか、議員皆様方におかれましては、お体ご自愛の上、来年もまた市民のためにしっかりとともに協力をしていきながら尽くしていけるようお願いを申し上げたいと思います。

目まぐるしく移ろった一年でございますけれども、この一年間、皆さま方からいただきましたご協力に対しまして心より感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての私のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

**西川議長** 以上で平成23年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      西 川 弥三郎

議 会 副 議 長      西 井       覚

署 名 議 員      下 村 正 樹

署 名 議 員      岡 本 吉 司